

# 第一種区画漁業



公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)			
区第1101号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市唐桑町 泥道島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 58.26′, 経度141° 38.11′ の点 イ 緯度38° 58.29′, 経度141° 38.58′ の点 ウ 緯度38° 58.14′, 経度141° 38.66′ の点 エ 緯度38° 58.12′, 経度141° 38.18′ の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	気仙沼市唐桑町	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1102号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市唐桑町 大沢地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 57.82′, 経度141° 38.33′ の点 イ 緯度38° 57.88′, 経度141° 38.84′ の点 ウ 緯度38° 57.76′, 経度141° 38.91′ の点 エ 緯度38° 57.54′, 経度141° 38.51′ の点	漁場イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1103号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市唐桑町 館地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 57.38′, 経度141° 38.76′ の点 イ 緯度38° 57.38′, 経度141° 39.08′ の点 ウ 緯度38° 56.88′, 経度141° 39.34′ の点 エ 緯度38° 57.18′, 経度141° 38.49′ の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1104号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市唐桑町 館地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 57.11′, 経度141° 38.41′ の点 イ 緯度38° 56.77′, 経度141° 39.38′ の点 ウ 緯度38° 56.68′, 経度141° 38.78′ の点 エ 緯度38° 56.73′, 経度141° 38.46′ の点 オ 緯度38° 57.07′, 経度141° 38.34′ の点	漁場イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1105号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市唐桑町 只越地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 56.37′, 経度141° 38.70′ の点 イ 緯度38° 56.40′, 経度141° 39.58′ の点 ウ 緯度38° 55.83′, 経度141° 39.88′ の点 エ 緯度38° 55.84′, 経度141° 38.66′ の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第1106号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市唐桑町 只越地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 緯度38° 55.76' , 経度141° 38.66' の点 イ 緯度38° 55.74' , 経度141° 39.90' の点 ウ 緯度38° 55.20' , 経度141° 40.08' の点 エ 緯度38° 55.18' , 経度141° 39.63' の点 オ 緯度38° 55.24' , 経度141° 39.60' の点 カ 緯度38° 55.22' , 経度141° 39.25' の点 キ 緯度38° 55.65' , 経度141° 38.65' の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。(イのみ光達距離 3キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1107号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市唐桑町 石浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 55.04' , 経度141° 39.29' の点 イ 緯度38° 55.07' , 経度141° 40.13' の点 ウ 緯度38° 54.56' , 経度141° 40.27' の点 エ 緯度38° 54.38' , 経度141° 39.52' の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。(光達距離3キロ メートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1108号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市唐桑町 馬場浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 54.24' , 経度141° 39.46' の点 イ 緯度38° 54.34' , 経度141° 40.33' の点 ウ 緯度38° 53.94' , 経度141° 40.43' の点 エ 緯度38° 53.85' , 経度141° 39.70' の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。(光達距離3キロ メートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1109号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市唐桑町 中井地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 53.28' , 経度141° 40.19' の点 イ 緯度38° 53.33' , 経度141° 40.56' の点 ウ 緯度38° 53.13' , 経度141° 40.61' の点 エ 緯度38° 53.04' , 経度141° 40.25' の点	漁場イの位置に夜間識別可能 な標識を設置しなければなら ない。(光達距離3キロメー トル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1110号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市唐桑町 中井地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 52.91' , 経度141° 40.12' の点 イ 緯度38° 53.04' , 経度141° 40.64' の点 ウ 緯度38° 52.38' , 経度141° 40.85' の点 エ 緯度38° 52.27' , 経度141° 40.40' の点	漁場ウの位置に夜間識別可能 な標識を設置しなければなら ない。(光達距離3キロメー トル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1111号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市唐桑町 津本地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 51.50' , 経度141° 39.94' の点 イ 緯度38° 51.43' , 経度141° 40.23' の点 ウ 緯度38° 51.33' , 経度141° 40.19' の点 エ 緯度38° 51.41' , 経度141° 39.89' の点	漁場ウ、エの位置に夜間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。(エのみ光達距離 3キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第1112号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市唐桑町 津本地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 52.10′, 経度141° 39.04′ の点 イ 緯度38° 51.89′, 経度141° 39.27′ の点 ウ 緯度38° 51.81′, 経度141° 39.10′ の点 エ 緯度38° 51.97′, 経度141° 38.96′ の点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1113号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市唐桑町 中井鴨木地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 52.27′, 経度141° 38.97′ の点 イ 緯度38° 52.17′, 経度141° 38.97′ の点 ウ 緯度38° 52.04′, 経度141° 38.91′ の点 エ 緯度38° 52.16′, 経度141° 38.81′ の点	漁場エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1114号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市唐桑町 中井鴨木地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 52.43′, 経度141° 38.59′ の点 イ 緯度38° 52.51′, 経度141° 38.77′ の点 ウ 緯度38° 52.37′, 経度141° 38.98′ の点 エ 緯度38° 52.28′, 経度141° 38.75′ の点	漁場エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1115号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市唐桑町 神止地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 52.82′, 経度141° 38.53′ の点 イ 緯度38° 52.62′, 経度141° 38.54′ の点 ウ 緯度38° 52.59′, 経度141° 38.59′ の点 エ 緯度38° 52.70′, 経度141° 38.71′ の点 オ 緯度38° 52.64′, 経度141° 38.81′ の点 カ 緯度38° 52.54′, 経度141° 38.73′ の点 キ 緯度38° 52.46′, 経度141° 38.57′ の点 ク 緯度38° 52.68′, 経度141° 38.38′ の点	漁場クの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1116号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市唐桑町 上鮪立ウノトリ 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 52.93′, 経度141° 38.39′ の点 イ 緯度38° 52.93′, 経度141° 38.16′ の点 ウ 緯度38° 52.97′, 経度141° 38.14′ の点 エ 緯度38° 53.02′, 経度141° 38.32′ の点	漁場イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1117号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市唐桑町 上鮪立ウノトリ 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 52.93′, 経度141° 38.39′ の点 イ 緯度38° 53.02′, 経度141° 38.32′ の点 ウ 緯度38° 52.97′, 経度141° 38.14′ の点 エ 緯度38° 53.01′, 経度141° 38.11′ の点 オ 緯度38° 53.07′, 経度141° 38.27′ の点 カ 緯度38° 52.99′, 経度141° 38.44′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第1118号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市唐桑町 上鮎立かき磯 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 53.14' , 経度141° 38.10' の点 イ 緯度38° 53.20' , 経度141° 38.24' の点 ウ 緯度38° 53.17' , 経度141° 38.28' の点 エ 緯度38° 53.14' , 経度141° 38.27' の点 オ 緯度38° 53.12' , 経度141° 38.16' の点 カ 緯度38° 53.11' , 経度141° 38.16' の点 キ 緯度38° 53.09' , 経度141° 38.18' の点 ク 緯度38° 53.05' , 経度141° 38.06' の点 ケ 緯度38° 53.07' , 経度141° 38.04' の点 コ 緯度38° 53.09' , 経度141° 38.04' の点 サ 緯度38° 53.11' , 経度141° 38.11' の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1119号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市唐桑町 上鮎立かき磯 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 53.14' , 経度141° 38.10' の点 イ 緯度38° 53.11' , 経度141° 38.04' の点 ウ 緯度38° 53.15' , 経度141° 38.04' の点 エ 緯度38° 53.25' , 経度141° 38.30' の点 オ 緯度38° 53.24' , 経度141° 38.31' の点 カ 緯度38° 53.20' , 経度141° 38.24' の点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1120号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市唐桑町 鮎立天神地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 53.46' , 経度141° 37.99' の点 イ 緯度38° 53.51' , 経度141° 38.12' の点 ウ 緯度38° 53.50' , 経度141° 38.14' の点 エ 緯度38° 53.46' , 経度141° 38.09' の点 オ 緯度38° 53.32' , 経度141° 38.15' の点 カ 緯度38° 53.32' , 経度141° 38.22' の点 キ 緯度38° 53.29' , 経度141° 38.23' の点 ク 緯度38° 53.28' , 経度141° 38.03' の点	漁場ア、クの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1121号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市唐桑町 宿浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 53.61' , 経度141° 38.21' の点 イ 緯度38° 53.57' , 経度141° 38.19' の点 ウ 緯度38° 53.51' , 経度141° 38.00' の点 エ 緯度38° 53.76' , 経度141° 37.93' の点 オ 緯度38° 53.97' , 経度141° 38.02' の点 カ 緯度38° 54.04' , 経度141° 38.07' の点 キ 緯度38° 54.07' , 経度141° 38.12' の点 ク 緯度38° 54.06' , 経度141° 38.12' の点 ケ 緯度38° 54.03' , 経度141° 38.09' の点 コ 緯度38° 53.95' , 経度141° 38.04' の点 サ 緯度38° 53.81' , 経度141° 37.97' の点 シ 緯度38° 53.79' , 経度141° 37.98' の点 ス 緯度38° 53.76' , 経度141° 37.96' の点 セ 緯度38° 53.69' , 経度141° 37.99' の点 ソ 緯度38° 53.69' , 経度141° 38.02' の点 タ 緯度38° 53.72' , 経度141° 38.02' の点 チ 緯度38° 53.72' , 経度141° 38.09' の点 ツ 緯度38° 53.64' , 経度141° 38.21' の点	漁場エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第1122号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市唐桑町 宿浦笹ヶ崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 54.09′, 経度141° 38.06′ の点 イ 緯度38° 54.11′, 経度141° 38.11′ の点 ウ 緯度38° 54.11′, 経度141° 38.16′ の点 エ 緯度38° 54.07′, 経度141° 38.06′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1123号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業 あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市唐桑町 浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 54.07′, 経度141° 37.93′ の点 イ 緯度38° 54.08′, 経度141° 37.97′ の点 ウ 緯度38° 54.06′, 経度141° 37.97′ の点 エ 緯度38° 54.06′, 経度141° 37.94′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1124号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市唐桑町 東舞根地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 54.06′, 経度141° 37.90′ の点 イ 緯度38° 54.00′, 経度141° 37.95′ の点 ウ 緯度38° 53.90′, 経度141° 37.92′ の点 エ 緯度38° 53.78′, 経度141° 37.90′ の点 オ 緯度38° 53.71′, 経度141° 37.80′ の点 カ 緯度38° 53.71′, 経度141° 37.72′ の点 キ 緯度38° 53.83′, 経度141° 37.61′ の点 ク 緯度38° 53.84′, 経度141° 37.62′ の点 ケ 緯度38° 53.78′, 経度141° 37.69′ の点 コ 緯度38° 53.72′, 経度141° 37.72′ の点 サ 緯度38° 53.72′, 経度141° 37.81′ の点 シ 緯度38° 53.81′, 経度141° 37.87′ の点 ス 緯度38° 53.91′, 経度141° 37.89′ の点 セ 緯度38° 53.92′, 経度141° 37.91′ の点 ソ 緯度38° 54.00′, 経度141° 37.93′ の点 タ 緯度38° 54.06′, 経度141° 37.89′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1125号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市唐桑町 西舞根地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 53.86′, 経度141° 37.51′ の点 イ 緯度38° 53.87′, 経度141° 37.54′ の点 ウ 緯度38° 53.71′, 経度141° 37.68′ の点 エ 緯度38° 53.68′, 経度141° 37.76′ の点 オ 緯度38° 53.68′, 経度141° 37.86′ の点 カ 緯度38° 53.65′, 経度141° 37.90′ の点 キ 緯度38° 53.47′, 経度141° 37.92′ の点 ク 緯度38° 53.46′, 経度141° 37.87′ の点 ケ 緯度38° 53.58′, 経度141° 37.84′ の点 コ 緯度38° 53.61′, 経度141° 37.86′ の点 サ 緯度38° 53.67′, 経度141° 37.83′ の点 シ 緯度38° 53.66′, 経度141° 37.68′ の点	漁場オ、キの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(キのみ光達距離3キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第1126号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市唐桑町 西舞根九九鳴浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 53.51' , 経度141° 37.34' の点 イ 緯度38° 53.47' , 経度141° 37.39' の点 ウ 緯度38° 53.43' , 経度141° 37.40' の点 エ 緯度38° 53.50' , 経度141° 37.73' の点 オ 緯度38° 53.42' , 経度141° 37.81' の点 カ 緯度38° 53.36' , 経度141° 37.38' の点 キ 緯度38° 53.35' , 経度141° 37.34' の点	漁場エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1127号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 10月1日から翌年8月31日まで	気仙沼市唐桑町 西舞根九九鳴浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 53.47' , 経度141° 37.39' の点 イ 緯度38° 53.50' , 経度141° 37.41' の点 ウ 緯度38° 53.55' , 経度141° 37.55' の点 エ 緯度38° 53.53' , 経度141° 37.57' の点 オ 緯度38° 53.53' , 経度141° 37.73' の点 カ 緯度38° 53.50' , 経度141° 37.73' の点 キ 緯度38° 53.43' , 経度141° 37.40' の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1128号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市唐桑町 西舞根貝浜長面 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 53.54' , 経度141° 37.28' の点 イ 緯度38° 53.53' , 経度141° 37.32' の点 ウ 緯度38° 53.34' , 経度141° 37.32' の点 エ 緯度38° 53.25' , 経度141° 37.11' の点 オ 緯度38° 52.94' , 経度141° 37.01' の点 カ 緯度38° 52.93' , 経度141° 36.93' の点 キ 緯度38° 53.02' , 経度141° 36.94' の点 ク 緯度38° 53.06' , 経度141° 36.93' の点 ケ 緯度38° 53.15' , 経度141° 36.91' の点 コ 緯度38° 53.18' , 経度141° 36.94' の点 サ 緯度38° 53.26' , 経度141° 36.91' の点 シ 緯度38° 53.28' , 経度141° 36.99' の点 ス 緯度38° 53.34' , 経度141° 37.04' の点 セ 緯度38° 53.31' , 経度141° 37.07' の点 ソ 緯度38° 53.42' , 経度141° 37.29' の点 タ 緯度38° 53.52' , 経度141° 37.25' の点	漁場オの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1129号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	気仙沼市唐桑町 西舞根日向貝新場 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 52.87' , 経度141° 36.79' の点 イ 緯度38° 52.89' , 経度141° 36.84' の点 ウ 緯度38° 52.87' , 経度141° 36.84' の点 エ 緯度38° 52.85' , 経度141° 36.80' の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで



区第1201号	第1種区画漁業	ほたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業 こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年8月31日まで	気仙沼市 鶴ヶ浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 53.10′, 経度141° 36.69′ の点 イ 緯度38° 53.10′, 経度141° 36.71′ の点 ウ 緯度38° 53.04′, 経度141° 36.74′ の点 エ 緯度38° 52.90′, 経度141° 36.75′ の点 オ 緯度38° 52.83′, 経度141° 36.77′ の点 カ 緯度38° 52.81′, 経度141° 36.71′ の点 キ 緯度38° 53.02′, 経度141° 36.72′ の点	漁場力の位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	気仙沼市蔵底, 浪板, 大浦, 小ヶ汐, 梶ヶ浦, 鶴ヶ浦, 港	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1202号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	10月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市 鶴ヶ浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 53.09′, 経度141° 36.66′ の点 イ 緯度38° 53.10′, 経度141° 36.67′ の点 ウ 緯度38° 53.01′, 経度141° 36.70′ の点 エ 緯度38° 52.86′, 経度141° 36.67′ の点 オ 緯度38° 52.91′, 経度141° 36.62′ の点 カ 緯度38° 53.01′, 経度141° 36.68′ の点			平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1203号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 10月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市 鶴ヶ浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 52.87′, 経度141° 36.55′ の点 イ 緯度38° 52.88′, 経度141° 36.62′ の点 ウ 緯度38° 52.79′, 経度141° 36.65′ の点 エ 緯度38° 52.75′, 経度141° 36.50′ の点 オ 緯度38° 52.77′, 経度141° 36.31′ の点 カ 緯度38° 52.78′, 経度141° 36.32′ の点 キ 緯度38° 52.76′, 経度141° 36.50′ の点 ク 緯度38° 52.84′, 経度141° 36.56′ の点	漁場エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1204号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 10月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで	気仙沼市 梶ヶ浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 52.95′, 経度141° 36.18′ の点 イ 緯度38° 52.82′, 経度141° 36.25′ の点 ウ 緯度38° 52.79′, 経度141° 36.24′ の点 エ 緯度38° 52.92′, 経度141° 36.09′ の点 オ 緯度38° 52.95′, 経度141° 36.08′ の点 カ 緯度38° 52.97′, 経度141° 36.12′ の点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1205号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで 10月1日から翌年8月31日まで	気仙沼市 梶ヶ浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 53.55′, 経度141° 35.79′ の点 イ 緯度38° 53.52′, 経度141° 35.83′ の点 ウ 緯度38° 53.00′, 経度141° 36.08′ の点 エ 緯度38° 52.98′, 経度141° 36.04′ の点 オ 緯度38° 53.52′, 経度141° 35.73′ の点	漁場エ、オの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第1206号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	気仙沼市 小々汐地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 緯度38° 53.66′ , 経度141° 35.39′ の点 イ 緯度38° 53.67′ , 経度141° 35.43′ の点 ウ 緯度38° 53.64′ , 経度141° 35.63′ の点 エ 緯度38° 53.59′ , 経度141° 35.73′ の点 オ 緯度38° 53.59′ , 経度141° 35.71′ の点 カ 緯度38° 53.61′ , 経度141° 35.65′ の点 キ 緯度38° 53.65′ , 経度141° 35.40′ の点	漁場オ、キの位置に夜間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1207号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	気仙沼市 大浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 53.90′ , 経度141° 35.13′ の点 イ 緯度38° 53.98′ , 経度141° 35.23′ の点 ウ 緯度38° 53.86′ , 経度141° 35.25′ の点 エ 緯度38° 53.84′ , 経度141° 35.20′ の点	漁場アの位置に夜間識別可能 な標識を設置しなければなら ない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1208号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	気仙沼市 大浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれ た区域 ア 緯度38° 54.21′ , 経度141° 35.03′ の点 イ 緯度38° 54.21′ , 経度141° 35.14′ の点 ウ 緯度38° 54.10′ , 経度141° 35.23′ の点 エ 緯度38° 54.00′ , 経度141° 35.20′ の点 オ 緯度38° 53.92′ , 経度141° 35.11′ の点	漁場アの位置に夜間識別可能 な標識を設置しなければなら ない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1209号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 えさむし垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 松崎前浜 地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 53.10′ , 経度141° 35.46′ の点 イ 緯度38° 53.01′ , 経度141° 35.69′ の点 ウ 緯度38° 52.95′ , 経度141° 35.45′ の点		気仙沼市松崎, 赤岩 平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1210号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 はたて垂下式養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 松崎アミダ鼻 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 52.88′ , 経度141° 35.55′ の点 イ 緯度38° 52.97′ , 経度141° 35.78′ の点 ウ 緯度38° 52.46′ , 経度141° 35.82′ の点 エ 緯度38° 52.48′ , 経度141° 35.57′ の点	漁場イの位置に夜間識別可能 な標識を設置しなければなら ない。(光達距離3キロメー トル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1211号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	気仙沼市 松崎アミダ鼻 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲 まれた区域 ア 緯度38° 52.92′ , 経度141° 35.47′ の点 イ 緯度38° 52.92′ , 経度141° 35.50′ の点 ウ 緯度38° 52.79′ , 経度141° 35.53′ の点 エ 緯度38° 52.65′ , 経度141° 35.53′ の点 オ 緯度38° 52.64′ , 経度141° 35.51′ の点 カ 緯度38° 52.78′ , 経度141° 35.50′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第1212号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 あずまにしき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 母体田片浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって 囲まれた区域 ア 緯度38° 52.54' , 経度141° 35.33' の点 イ 緯度38° 52.63' , 経度141° 35.49' の点 ウ 緯度38° 52.60' , 経度141° 35.52' の点 エ 緯度38° 52.47' , 経度141° 35.53' の点 オ 緯度38° 52.45' , 経度141° 35.45' の点 カ 緯度38° 52.53' , 経度141° 35.42' の点 キ 緯度38° 52.51' , 経度141° 35.34' の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1213号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 松崎片浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 緯度38° 52.44' , 経度141° 35.57' の点 イ 緯度38° 52.42' , 経度141° 35.82' の点 ウ 緯度38° 52.30' , 経度141° 35.82' の点 エ 緯度38° 52.30' , 経度141° 35.52' の点 オ 緯度38° 52.40' , 経度141° 35.49' の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1214号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 松崎尾崎 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 緯度38° 51.80' , 経度141° 35.85' の点 イ 緯度38° 51.85' , 経度141° 35.73' の点 ウ 緯度38° 52.11' , 経度141° 35.70' の点 エ 緯度38° 52.24' , 経度141° 35.55' の点 オ 緯度38° 52.24' , 経度141° 35.83' の点	漁場アの位置に夜間識別可能 な標識を設置しなければなら ない。(光達距離3キロメー トル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1215号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	気仙沼市 松崎尾崎 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれ た区域 ア 緯度38° 52.11' , 経度141° 35.68' の点 イ 緯度38° 51.86' , 経度141° 35.71' の点 ウ 緯度38° 51.90' , 経度141° 35.63' の点 エ 緯度38° 51.90' , 経度141° 35.62' の点 オ 緯度38° 52.20' , 経度141° 35.55' の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1216号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	気仙沼市 松崎尾崎 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 52.07' , 経度141° 35.24' の点 イ 緯度38° 52.17' , 経度141° 35.40' の点 ウ 緯度38° 52.03' , 経度141° 35.56' の点 エ 緯度38° 51.91' , 経度141° 35.60' の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1217号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 岩月千岩田 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれ た区域 ア 緯度38° 52.07' , 経度141° 35.24' の点 イ 緯度38° 51.91' , 経度141° 35.60' の点 ウ 緯度38° 51.61' , 経度141° 35.55' の点 エ 緯度38° 51.72' , 経度141° 35.28' の点 オ 緯度38° 51.84' , 経度141° 35.20' の点	気仙沼市岩月, 最知, 長磯, 波路上	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第1218号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 岩月千岩田 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 51.86′, 経度141° 35.71′ の点 イ 緯度38° 51.80′, 経度141° 35.85′ の点 ウ 緯度38° 51.65′, 経度141° 35.85′ の点 エ 緯度38° 51.61′, 経度141° 35.59′ の点 オ 緯度38° 51.90′, 経度141° 35.63′ の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1219号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 岩月台の沢 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 51.44′, 経度141° 35.38′ の点 イ 緯度38° 51.50′, 経度141° 35.18′ の点 ウ 緯度38° 51.60′, 経度141° 35.14′ の点 エ 緯度38° 51.73′, 経度141° 35.17′ の点 オ 緯度38° 51.62′, 経度141° 35.42′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1220号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 岩月台の沢 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 51.44′, 経度141° 35.38′ の点 イ 緯度38° 51.62′, 経度141° 35.42′ の点 ウ 緯度38° 51.56′, 経度141° 35.54′ の点 エ 緯度38° 51.40′, 経度141° 35.51′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1221号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	気仙沼市 岩月台の沢 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 51.54′, 経度141° 35.60′ の点 イ 緯度38° 51.58′, 経度141° 35.59′ の点 ウ 緯度38° 51.61′, 経度141° 35.84′ の点 エ 緯度38° 51.57′, 経度141° 35.84′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1222号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 岩月台の沢 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 51.55′, 経度141° 35.60′ の点 イ 緯度38° 51.57′, 経度141° 35.84′ の点 ウ 緯度38° 51.39′, 経度141° 35.84′ の点 エ 緯度38° 51.36′, 経度141° 35.60′ の点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1223号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 最知川原 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 51.11′, 経度141° 35.40′ の点 イ 緯度38° 51.15′, 経度141° 35.01′ の点 ウ 緯度38° 51.28′, 経度141° 35.00′ の点 エ 緯度38° 51.32′, 経度141° 35.04′ の点 オ 緯度38° 51.31′, 経度141° 35.13′ の点 カ 緯度38° 51.45′, 経度141° 35.22′ の点 キ 緯度38° 51.41′, 経度141° 35.35′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1224号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 最知川原 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 51.11′, 経度141° 35.40′ の点 イ 緯度38° 51.41′, 経度141° 35.35′ の点 ウ 緯度38° 51.35′, 経度141° 35.54′ の点 エ 緯度38° 51.08′, 経度141° 35.60′ の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第1225号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 最知川原 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 51.32' , 経度141° 35.61' の点 イ 緯度38° 51.34' , 経度141° 35.84' の点 ウ 緯度38° 50.88' , 経度141° 35.97' の点 エ 緯度38° 50.85' , 経度141° 35.71' の点	漁場ウの位置に夜間識別可能 な標識を設置しなければなら ない。(光達距離3キロメー トル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1226号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 最知地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲 まれた区域 ア 緯度38° 50.81' , 経度141° 35.34' の点 イ 緯度38° 50.86' , 経度141° 35.33' の点 ウ 緯度38° 50.85' , 経度141° 35.09' の点 エ 緯度38° 51.10' , 経度141° 35.01' の点 オ 緯度38° 51.03' , 経度141° 35.62' の点 カ 緯度38° 50.84' , 経度141° 35.66' の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1227号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 長磯七半沢 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲 まれた区域 ア 緯度38° 50.61' , 経度141° 35.70' の点 イ 緯度38° 50.53' , 経度141° 35.29' の点 ウ 緯度38° 50.64' , 経度141° 35.23' の点 エ 緯度38° 50.68' , 経度141° 35.37' の点 オ 緯度38° 50.77' , 経度141° 35.36' の点 カ 緯度38° 50.79' , 経度141° 35.67' の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1228号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 長磯七半沢 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 50.66' , 経度141° 35.75' の点 イ 緯度38° 50.80' , 経度141° 35.72' の点 ウ 緯度38° 50.83' , 経度141° 35.98' の点 エ 緯度38° 50.69' , 経度141° 36.02' の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1229号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	気仙沼市 長磯七半沢 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 50.66' , 経度141° 35.75' の点 イ 緯度38° 50.69' , 経度141° 36.02' の点 ウ 緯度38° 50.67' , 経度141° 36.03' の点 エ 緯度38° 50.63' , 経度141° 35.76' の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1230号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 長磯地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲 まれた区域 ア 緯度38° 50.23' , 経度141° 35.52' の点 イ 緯度38° 50.37' , 経度141° 35.47' の点 ウ 緯度38° 50.35' , 経度141° 35.36' の点 エ 緯度38° 50.49' , 経度141° 35.31' の点 オ 緯度38° 50.56' , 経度141° 35.72' の点 カ 緯度38° 50.28' , 経度141° 35.77' の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1231号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 長磯地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 50.41' , 経度141° 36.11' の点 イ 緯度38° 50.37' , 経度141° 35.81' の点 ウ 緯度38° 50.63' , 経度141° 35.76' の点 エ 緯度38° 50.67' , 経度141° 36.03' の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第1232号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	気仙沼市 長磯地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 50.37' , 経度141° 35.81' の点 イ 緯度38° 50.41' , 経度141° 36.11' の点 ウ 緯度38° 50.33' , 経度141° 36.13' の点 エ 緯度38° 50.30' , 経度141° 35.93' の点 オ 緯度38° 50.35' , 経度141° 35.91' の点 カ 緯度38° 50.35' , 経度141° 35.82' の点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1233号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 波路上瀬向 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 50.22' , 経度141° 35.78' の点 イ 緯度38° 50.29' , 経度141° 36.11' の点 ウ 緯度38° 50.19' , 経度141° 36.26' の点 エ 緯度38° 49.97' , 経度141° 36.12' の点 オ 緯度38° 50.12' , 経度141° 35.96' の点 カ 緯度38° 50.12' , 経度141° 35.89' の点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1234号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	気仙沼市 波路上岩井崎 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 50.09' , 経度141° 36.25' の点 イ 緯度38° 50.06' , 経度141° 36.29' の点 ウ 緯度38° 49.92' , 経度141° 36.23' の点 エ 緯度38° 49.90' , 経度141° 36.18' の点 オ 緯度38° 49.96' , 経度141° 36.17' の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1235号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	気仙沼市 波路上岩井崎 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 49.86' , 経度141° 36.12' の点 イ 緯度38° 49.91' , 経度141° 36.23' の点 ウ 緯度38° 49.86' , 経度141° 36.28' の点 エ 緯度38° 49.82' , 経度141° 36.16' の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1236号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	気仙沼市 波路上明戸浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 49.59' , 経度141° 35.67' の点 イ 緯度38° 49.57' , 経度141° 35.70' の点 ウ 緯度38° 49.39' , 経度141° 35.56' の点 エ 緯度38° 49.40' , 経度141° 35.53' の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1237号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	気仙沼市 波路上明戸浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 49.61' , 経度141° 35.92' の点 イ 緯度38° 49.53' , 経度141° 36.09' の点 ウ 緯度38° 49.17' , 経度141° 35.80' の点 エ 緯度38° 49.21' , 経度141° 35.71' の点 オ 緯度38° 49.39' , 経度141° 35.86' の点 カ 緯度38° 49.43' , 経度141° 35.76' の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1238号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで	気仙沼市 波路上岩井崎 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 49.44' , 経度141° 36.29' の点 イ 緯度38° 49.83' , 経度141° 36.48' の点 ウ 緯度38° 49.17' , 経度141° 36.88' の点 エ 緯度38° 48.76' , 経度141° 36.70' の点	漁場ア、イ、ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第1239号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 磯草地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 52.65′, 経度141° 36.06′ の点 イ 緯度38° 52.67′, 経度141° 36.28′ の点 ウ 緯度38° 52.61′, 経度141° 36.25′ の点 エ 緯度38° 52.51′, 経度141° 36.20′ の点 オ 緯度38° 52.42′, 経度141° 36.07′ の点 カ 緯度38° 52.33′, 経度141° 36.12′ の点 キ 緯度38° 52.32′, 経度141° 36.10′ の点 ク 緯度38° 52.21′, 経度141° 36.17′ の点 ケ 緯度38° 52.20′, 経度141° 36.26′ の点 コ 緯度38° 52.18′, 経度141° 36.28′ の点 サ 緯度38° 52.15′, 経度141° 36.21′ の点 シ 緯度38° 52.20′, 経度141° 36.14′ の点 ス 緯度38° 52.40′, 経度141° 36.03′ の点 セ 緯度38° 52.38′, 経度141° 36.01′ の点 ソ 緯度38° 52.38′, 経度141° 35.99′ の点 タ 緯度38° 52.42′, 経度141° 35.99′ の点	漁場ア、タの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	気仙沼市大島	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1240号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 磯草地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 52.38′, 経度141° 36.01′ の点 イ 緯度38° 52.21′, 経度141° 36.11′ の点 ウ 緯度38° 51.99′, 経度141° 36.40′ の点 エ 緯度38° 51.99′, 経度141° 36.41′ の点 オ 緯度38° 51.97′, 経度141° 36.40′ の点 カ 緯度38° 52.14′, 経度141° 36.04′ の点 キ 緯度38° 52.38′, 経度141° 35.99′ の点	漁場カの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1241号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 亀山地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 53.04′, 経度141° 37.27′ の点 イ 緯度38° 53.00′, 経度141° 37.30′ の点 ウ 緯度38° 52.92′, 経度141° 37.31′ の点 エ 緯度38° 52.75′, 経度141° 37.11′ の点 オ 緯度38° 52.67′, 経度141° 36.88′ の点 カ 緯度38° 52.71′, 経度141° 36.72′ の点 キ 緯度38° 52.68′, 経度141° 36.49′ の点 ク 緯度38° 52.63′, 経度141° 36.44′ の点 ケ 緯度38° 52.69′, 経度141° 36.34′ の点 コ 緯度38° 52.75′, 経度141° 36.96′ の点 サ 緯度38° 52.85′, 経度141° 37.12′ の点			平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1242号	第1種区画漁業	こんぶ養殖業 かき垂下式養殖業	10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 外浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 53.13′, 経度141° 37.29′ の点 イ 緯度38° 53.18′, 経度141° 37.45′ の点 ウ 緯度38° 53.15′, 経度141° 37.46′ の点 エ 緯度38° 53.10′, 経度141° 37.31′ の点	漁場アの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第1243号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 十八鳴浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 53.16' , 経度141° 37.48' の点 イ 緯度38° 53.18' , 経度141° 37.62' の点 ウ 緯度38° 52.58' , 経度141° 38.21' の点 エ 緯度38° 52.50' , 経度141° 38.26' の点 オ 緯度38° 52.37' , 経度141° 38.35' の点 カ 緯度38° 52.14' , 経度141° 38.47' の点 キ 緯度38° 52.06' , 経度141° 38.33' の点 ク 緯度38° 52.42' , 経度141° 38.11' の点 ケ 緯度38° 52.60' , 経度141° 38.01' の点 コ 緯度38° 52.59' , 経度141° 37.97' の点 サ 緯度38° 52.63' , 経度141° 37.94' の点 シ 緯度38° 52.65' , 経度141° 37.92' の点 ス 緯度38° 52.69' , 経度141° 37.85' の点 セ 緯度38° 52.78' , 経度141° 37.82' の点 ソ 緯度38° 52.75' , 経度141° 37.71' の点 タ 緯度38° 52.77' , 経度141° 37.70' の点 チ 緯度38° 52.81' , 経度141° 37.76' の点 ツ 緯度38° 52.98' , 経度141° 37.71' の点 テ 緯度38° 53.06' , 経度141° 37.52' の点	漁場イ、ウ、エ、カの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1244号	第1種区画漁業	ほや垂下式養殖業 わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業	1月1日から12月 31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 十八鳴浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 52.34' , 経度141° 37.94' の点 イ 緯度38° 52.42' , 経度141° 38.11' の点 ウ 緯度38° 52.06' , 経度141° 38.33' の点 エ 緯度38° 52.15' , 経度141° 38.47' の点 オ 緯度38° 51.93' , 経度141° 38.59' の点 カ 緯度38° 51.78' , 経度141° 38.38' の点 キ 緯度38° 51.60' , 経度141° 38.36' の点 ク 緯度38° 51.65' , 経度141° 38.71' の点 ケ 緯度38° 51.62' , 経度141° 38.72' の点 コ 緯度38° 51.51' , 経度141° 38.54' の点 サ 緯度38° 51.31' , 経度141° 37.79' の点 シ 緯度38° 51.49' , 経度141° 37.65' の点 ス 緯度38° 51.73' , 経度141° 37.79' の点 セ 緯度38° 51.96' , 経度141° 38.17' の点	漁場エ、オ、ケの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1245号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 長崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 51.12' , 経度141° 37.57' の点 イ 緯度38° 51.21' , 経度141° 37.72' の点 ウ 緯度38° 51.42' , 経度141° 38.46' の点 エ 緯度38° 51.15' , 経度141° 38.58' の点 オ 緯度38° 51.08' , 経度141° 38.88' の点 カ 緯度38° 50.94' , 経度141° 38.91' の点 キ 緯度38° 50.88' , 経度141° 38.51' の点 ク 緯度38° 51.18' , 経度141° 38.39' の点 ケ 緯度38° 51.16' , 経度141° 38.32' の点 コ 緯度38° 51.01' , 経度141° 38.09' の点 サ 緯度38° 50.96' , 経度141° 37.76' の点 シ 緯度38° 51.01' , 経度141° 37.60' の点	漁場オの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで



区第1246号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 大前見島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によ って囲まれた区域 ア 緯度38° 50.78' , 経度141° 38.22' の点 イ 緯度38° 50.83' , 経度141° 38.52' の点 ウ 緯度38° 50.89' , 経度141° 38.92' の点 エ 緯度38° 50.49' , 経度141° 39.03' の点 オ 緯度38° 50.36' , 経度141° 38.84' の点 カ 緯度38° 50.75' , 経度141° 38.55' の点 キ 緯度38° 50.69' , 経度141° 38.27' の点 ク 緯度38° 50.70' , 経度141° 38.25' の点	漁場ウの位置に夜間識別可能 な標識を設置しなければならない。 (光達距離3キロメー トル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1247号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 新王平地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 50.71' , 経度141° 38.18' の点 イ 緯度38° 50.49' , 経度141° 38.40' の点 ウ 緯度38° 50.45' , 経度141° 38.34' の点 エ 緯度38° 50.69' , 経度141° 38.11' の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1248号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 横沼竜舞崎 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によ って囲まれた区域 ア 緯度38° 50.30' , 経度141° 37.78' の点 イ 緯度38° 50.00' , 経度141° 38.31' の点 ウ 緯度38° 49.65' , 経度141° 37.80' の点 エ 緯度38° 49.82' , 経度141° 37.54' の点 オ 緯度38° 49.89' , 経度141° 37.57' の点 カ 緯度38° 49.84' , 経度141° 37.64' の点 キ 緯度38° 49.96' , 経度141° 37.75' の点 ク 緯度38° 50.03' , 経度141° 37.65' の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1249号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	気仙沼市 横沼風待地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 ア 緯度38° 49.65' , 経度141° 37.44' の点 イ 緯度38° 49.62' , 経度141° 37.25' の点 ウ 緯度38° 49.68' , 経度141° 37.19' の点 エ 緯度38° 50.28' , 経度141° 36.63' の点 オ 緯度38° 50.35' , 経度141° 36.73' の点 カ 緯度38° 50.05' , 経度141° 37.03' の点 キ 緯度38° 50.03' , 経度141° 37.17' の点 ク 緯度38° 49.82' , 経度141° 37.40' の点 ケ 緯度38° 49.73' , 経度141° 37.35' の点	漁場イの位置に夜間識別可能 な標識を設置しなければなら ない。(光達距離3キロメー トル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1250号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 のり養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 9月1日から翌年 5月31日まで	気仙沼市 駒形地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれ た区域 ア 緯度38° 50.72' , 経度141° 36.68' の点 イ 緯度38° 50.56' , 経度141° 36.89' の点 ウ 緯度38° 50.45' , 経度141° 36.91' の点 エ 緯度38° 50.41' , 経度141° 36.78' の点 オ 緯度38° 50.54' , 経度141° 36.66' の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第1251号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	気仙沼市 要害前浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によ って囲まれた区域 ア 緯度38° 50.45' , 経度141° 36.63' の点 イ 緯度38° 50.44' , 経度141° 36.54' の点 ウ 緯度38° 50.64' , 経度141° 36.45' の点 エ 緯度38° 50.86' , 経度141° 36.35' の点 オ 緯度38° 50.84' , 経度141° 36.60' の点 カ 緯度38° 50.76' , 経度141° 36.61' の点 キ 緯度38° 50.66' , 経度141° 36.61' の点 ク 緯度38° 50.62' , 経度141° 36.56' の点	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1252号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	気仙沼市 要害地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 50.98' , 経度141° 36.77' の点 イ 緯度38° 50.86' , 経度141° 36.81' の点 ウ 緯度38° 50.84' , 経度141° 36.75' の点 エ 緯度38° 50.88' , 経度141° 36.72' の点	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1253号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 浅根地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの各点を順次に結んだ 線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 51.15' , 経度141° 36.59' の点 イ 緯度38° 51.03' , 経度141° 36.64' の点 ウ 緯度38° 51.00' , 経度141° 36.73' の点 エ 緯度38° 50.89' , 経度141° 36.68' の点 オ 緯度38° 50.89' , 経度141° 36.61' の点 カ 緯度38° 51.15' , 経度141° 36.44' の点 キ 緯度38° 51.23' , 経度141° 36.44' の点 ク 緯度38° 51.19' , 経度141° 36.56' の点 ケ 緯度38° 51.19' , 経度141° 36.50' の点 コ 緯度38° 51.14' , 経度141° 36.51' の点	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1254号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 浅根地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 51.09' , 経度141° 36.25' の点 イ 緯度38° 51.13' , 経度141° 36.42' の点 ウ 緯度38° 50.96' , 経度141° 36.53' の点 エ 緯度38° 50.92' , 経度141° 36.33' の点	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1255号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで	気仙沼市 大向地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、アの各点を順次に結んだ 線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 51.84' , 経度141° 36.33' の点 イ 緯度38° 51.82' , 経度141° 36.35' の点 ウ 緯度38° 51.72' , 経度141° 36.26' の点 エ 緯度38° 51.62' , 経度141° 36.26' の点 オ 緯度38° 51.46' , 経度141° 36.37' の点 カ 緯度38° 51.45' , 経度141° 36.35' の点 キ 緯度38° 51.32' , 経度141° 36.37' の点 ク 緯度38° 51.31' , 経度141° 36.35' の点 ケ 緯度38° 51.61' , 経度141° 36.23' の点 コ 緯度38° 51.72' , 経度141° 36.24' の点	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第1256号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市 大向地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、アの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 ア 緯度38° 51.84' , 経度141° 36.06' の点 イ 緯度38° 51.88' , 経度141° 36.20' の点 ウ 緯度38° 51.88' , 経度141° 36.35' の点 エ 緯度38° 51.72' , 経度141° 36.23' の点 オ 緯度38° 51.61' , 経度141° 36.22' の点 カ 緯度38° 51.27' , 経度141° 36.36' の点 キ 緯度38° 51.20' , 経度141° 36.40' の点 ク 緯度38° 51.12' , 経度141° 36.23' の点 ケ 緯度38° 51.25' , 経度141° 36.16' の点	漁場ア、ケの位置に夜間識別 可能な標識を設置しなければ ならない。(光達距離3キロ メートル以上)		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1301号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市本吉町 大谷地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲 まれた区域 ア 緯度38° 49.33' , 経度141° 35.01' の点 イ 緯度38° 49.22' , 経度141° 35.16' の点 ウ 緯度38° 49.15' , 経度141° 35.08' の点 エ 緯度38° 49.01' , 経度141° 35.28' の点 オ 緯度38° 48.79' , 経度141° 35.01' の点 カ 緯度38° 49.04' , 経度141° 34.66' の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。	気仙沼市本吉町沖ノ 田、後田、土樋下、葛 蒲沢、石川原、寺沢、 直伝、道貫、長畑、 野々下、洞沢、長根、 大谷、寺谷、窪、三 島、滝根、九多丸、木 戸、日門、山谷、田ノ 沢、天ヶ沢、猿内、大 森、前浜、谷地、府 中、大朴木、高、赤 牛、小金沢	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1302号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市本吉町 大谷地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 48.98' , 経度141° 35.35' の点 イ 緯度38° 48.77' , 経度141° 35.71' の点 ウ 緯度38° 48.56' , 経度141° 35.50' の点 エ 緯度38° 48.77' , 経度141° 35.15' の点	漁場イの位置に夜間識別可能 な標識を設置しなければなら ない。 (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1303号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市本吉町 大谷地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 48.74' , 経度141° 34.98' の点 イ 緯度38° 48.43' , 経度141° 35.52' の点 ウ 緯度38° 48.16' , 経度141° 35.23' の点 エ 緯度38° 48.46' , 経度141° 34.71' の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1304号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市本吉町 大谷地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区 域 ア 緯度38° 48.42' , 経度141° 34.50' の点 イ 緯度38° 48.06' , 経度141° 35.12' の点 ウ 緯度38° 47.92' , 経度141° 34.97' の点 エ 緯度38° 48.27' , 経度141° 34.36' の点	漁場ウの位置に夜間識別可能 な標識を設置しなければなら ない。(光達距離3キロメー トル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、 異常発生時の県への報告、発 症漁場とされた場合の取扱い など遵守すべき事項を規定し た漁場管理規程を定めなけれ ばならない。 (2)県が行う調査に協力しなけ ればならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第1305号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市本吉町 大谷地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 48.70' , 経度141° 34.02' の点 イ 緯度38° 48.47' , 経度141° 34.09' の点 ウ 緯度38° 48.43' , 経度141° 33.97' の点 エ 緯度38° 48.68' , 経度141° 33.89' の点	漁場イの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1306号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市本吉町 日門地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 48.44' , 経度141° 33.68' の点 イ 緯度38° 48.61' , 経度141° 33.63' の点 ウ 緯度38° 48.66' , 経度141° 33.68' の点 エ 緯度38° 48.69' , 経度141° 33.86' の点 オ 緯度38° 48.42' , 経度141° 33.94' の点 カ 緯度38° 48.40' , 経度141° 33.83' の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1307号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市本吉町 前浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 47.91' , 経度141° 33.52' の点 イ 緯度38° 47.54' , 経度141° 34.18' の点 ウ 緯度38° 47.33' , 経度141° 33.99' の点 エ 緯度38° 47.70' , 経度141° 33.32' の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1308号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市本吉町 前浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 47.82' , 経度141° 32.95' の点 イ 緯度38° 47.28' , 経度141° 33.94' の点 ウ 緯度38° 47.04' , 経度141° 33.72' の点 エ 緯度38° 47.58' , 経度141° 32.74' の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1309号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市本吉町 前浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 47.63' , 経度141° 32.51' の点 イ 緯度38° 47.00' , 経度141° 33.68' の点 ウ 緯度38° 46.80' , 経度141° 33.50' の点 エ 緯度38° 47.47' , 経度141° 32.34' の点	漁場ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第1310号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市本吉町 大沢地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 47.34′, 経度141° 32.25′ の点 イ 緯度38° 47.32′, 経度141° 32.38′ の点 ウ 緯度38° 47.05′, 経度141° 32.81′ の点 エ 緯度38° 47.02′, 経度141° 32.80′ の点 オ 緯度38° 47.14′, 経度141° 32.18′ の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	気仙沼市本吉町幸土、大沢、津谷長根、風越、登米沢、道外	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1311号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市本吉町 大沢地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 47.08′, 経度141° 32.17′ の点 イ 緯度38° 46.97′, 経度141° 32.78′ の点 ウ 緯度38° 46.65′, 経度141° 32.69′ の点 エ 緯度38° 46.77′, 経度141° 32.08′ の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1312号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市本吉町 大沢地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 47.02′, 経度141° 32.87′ の点 イ 緯度38° 46.63′, 経度141° 33.51′ の点 ウ 緯度38° 46.51′, 経度141° 33.43′ の点 エ 緯度38° 46.64′, 経度141° 32.75′ の点	漁場イ、ウの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上) (1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1313号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市本吉町 今朝磯地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 45.83′, 経度141° 31.67′ の点 イ 緯度38° 45.70′, 経度141° 31.79′ の点 ウ 緯度38° 45.80′, 経度141° 31.95′ の点 エ 緯度38° 45.69′, 経度141° 32.06′ の点 オ 緯度38° 45.54′, 経度141° 31.81′ の点 カ 緯度38° 45.69′, 経度141° 31.48′ の点 キ 緯度38° 45.64′, 経度141° 31.37′ の点 ク 緯度38° 45.67′, 経度141° 31.33′ の点			平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1314号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市本吉町 今朝磯地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 45.19′, 経度141° 32.13′ の点 イ 緯度38° 45.42′, 経度141° 32.09′ の点 ウ 緯度38° 45.43′, 経度141° 32.14′ の点 エ 緯度38° 46.13′, 経度141° 31.99′ の点 オ 緯度38° 46.175′, 経度141° 32.43′ の点 カ 緯度38° 45.29′, 経度141° 32.59′ の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	気仙沼市本吉町中島、卵名沢、泉、下宿、平貝、菅の沢、小浜、二十一浜、長窪、柳沢、蔵内、今朝磯、歌生、北明戸、蕨野	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

区第1315号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市本吉町 今朝磯地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 45.31' , 経度141° 32.63' の点 イ 緯度38° 46.18' , 経度141° 32.47' の点 ウ 緯度38° 46.20' , 経度141° 33.00' の点 エ 緯度38° 45.43' , 経度141° 33.15' の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1316号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業 ほたて垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	気仙沼市本吉町 今朝磯地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 45.45' , 経度141° 33.22' の点 イ 緯度38° 46.20' , 経度141° 33.09' の点 ウ 緯度38° 46.30' , 経度141° 34.41' の点 エ 緯度38° 45.73' , 経度141° 34.52' の点	漁場ウ、エの位置に夜間識別可能な標識を設置しなければならない。(光達距離3キロメートル以上)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1401号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 こんぶ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 10月1日から翌年 8月31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 歌津滝浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 45.07' , 経度141° 32.39' の点 イ 緯度38° 45.13' , 経度141° 32.72' の点 ウ 緯度38° 44.78' , 経度141° 32.73' の点 エ 緯度38° 44.70' , 経度141° 32.49' の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	南三陸町歌津 平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1402号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 かき垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 歌津滝浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 44.53' , 経度141° 32.51' の点 イ 緯度38° 44.70' , 経度141° 32.70' の点 ウ 緯度38° 44.66' , 経度141° 32.75' の点 エ 緯度38° 44.59' , 経度141° 32.69' の点 オ 緯度38° 44.55' , 経度141° 32.73' の点 カ 緯度38° 44.45' , 経度141° 32.65' の点		平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1403号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 歌津滝浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 44.44' , 経度141° 32.92' の点 イ 緯度38° 44.43' , 経度141° 33.06' の点 ウ 緯度38° 44.22' , 経度141° 32.96' の点 エ 緯度38° 44.27' , 経度141° 32.85' の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
区第1404号	第1種区画漁業	わかめ養殖業 ほたて垂下式養殖業 ほや垂下式養殖業	9月1日から翌年 5月31日まで 1月1日から12月 31日まで 1月1日から12月 31日まで	本吉郡南三陸町 歌津田ノ浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 44.45' , 経度141° 33.20' の点 イ 緯度38° 44.58' , 経度141° 33.52' の点 ウ 緯度38° 44.49' , 経度141° 33.57' の点 エ 緯度38° 44.37' , 経度141° 33.46' の点	(1)ほや垂下式養殖に関して、異常発生時の県への報告、発症漁場とされた場合の取扱いなど遵守すべき事項を規定した漁場管理規程を定めなければならない。 (2)県が行う調査に協力しなければならない。	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで